運営規程 参考例　【通所介護・指定相当通所型サービス】　　≪令和６年１０月版≫

※この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（指定通所介護・指定相当通所型サービスと共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| △△△ 指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕事業 運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当通所型サービスにあっては要支援状態又は事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定通所介護の提供に当たっては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。  指定相当通所型サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  ３　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ４　地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ７　介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ８　前７項のほか、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」、「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　△△△  （２）所在地　田辺市○○町○番○号　○○ビル〇階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤・専従）  管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、通所介護計画〔通所型サービス計画〕の作成を行う。通所介護計画〔通所型サービス計画〕の作成にあたっては、サービスの提供に関わる従業者が共同の上、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する従業者にとりまとめを行わせるものとする。  （２）通所介護〔指定相当通所型サービス〕従業者  　　　　生活相談員　　　○人以上  　　　　介護職員　　　　○人以上  　　　　機能訓練指導員　○人以上  　　　　看護職員　　　　○人以上  　　　　栄養職員　　　　○人以上  　　　　歯科職員　　　　○人以上  　　　　事務職員　　　　○人以上  通所介護〔指定相当通所型サービス〕従業者は、指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の業務に当たる。生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護〔指定相当通所型サービス〕従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。  機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。  看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。  栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。  歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。  事務職員は必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  （４）延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時  　　　　　　　　　　　　　　　　提供後　○時～○時  （指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の利用定員）  第７条　事業所の利用定員は、１日○○名とする。  　　　　１単位目○名、２単位目○名  （指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の内容）  第８条　指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。  （１）入浴サービス  （２）給食サービス  （３）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション  （４）機能訓練  （５）健康チェック  （６）送迎  （７）延長サービス  （８）アクティビティ（指定相当通所型サービス）　など  （利用料等）  第９条　指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準　(平成12年厚生省告示第19号)によるものとする。  ２　指定相当通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、当該利用者の保険者（市町村）が定める額に基づくと共に、利用料の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とする。  なお、法定代理受領以外の利用料についても当該利用者の保険者(市町村)が定める額によるものとする  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。  ４　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。  ５　おむつ代については、○○円を徴収する。  ６　その他、指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。  ７　前６項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  ８　指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者（利用申込者）又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、事業所の従業者の勤務の体制、サービスの内容及び費用等について文書（重要事項説明書等）を交付して説明を行い、利用者（利用申込者）の同意を得るものとする。  ９　法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第10条　通常の事業の実施地域は、田辺市、上富田町、白浜町（旧白浜町に限る。）の区域とする。  ２　指定相当通所型サービスの実施地域は、田辺市の区域とする。  （サービス利用に当たっての留意事項）  第11条　利用者は指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護〔指定相当通所型サービス〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （緊急時等における対応方法）  第12条　指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　利用者に対する指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　利用者に対する指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第13条　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を配置する。  ２　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  ３　前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。  （衛生管理及び感染症の予防等に関する事項）  第14条 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、衛生管理推進員を配置する。  ２　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。  ３　事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （業務継続計画の策定等）  第15条　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。  ３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （苦情処理）  第16条　指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、提供した指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第17条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。  （人権擁護）  第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。  （虐待防止に関する事項）  第19条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）虐待の防止のための指針を整備する。  （３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。  （身体拘束）  第20条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する  ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限  する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘  束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並  びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第21条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　採用後○か月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　事業所は、全ての従業者（看護師等、関係法令で定める資格を有する者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ５　事業所は、指定通所介護〔指定相当通所型サービス〕に関する記録を整備し、指定通所介護においては、当該指定通所介護を提供した日から５年間、指定相当通所型サービスにおいては、完結した日から５年間保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。  この規程は、令和△年△月△日から施行する。  この規程は、令和□年□月□日から施行する。 | 留意事項等 |
| ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  第１条関係  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  第４条関係  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  第５条関係  ・管理者は原則として常勤・専従で配置しますが、事業所の管理上支障がない場合は他の職務、又は他の事業所、施設等の職務と兼務できます。兼務の場合は兼務する職種を明記してください。  【記載例】  （常勤・介護職員と兼務）  ・看護職員、栄養職員、歯科職員、事務職員は、配置する場合のみ記載してください。また、記載する場合は、併せて「勤務形態一覧表」にも記載してください。  ※介護職員について、医療・福祉系の資格のない職員は、認知症介護基礎研修を受講していない場合は職務に従事することが出来ない為注意してください。  第６条関係  ・営業日・営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・利用者に対するサービス提供時間を記載してください。単位を分けて実施する場合は、単位を分けて記入してください。  ・８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合に、その可能時間帯を記載してください  第７条関係  ・利用定員は、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限を記載してください。  第８条関係  ・延長サービスを行う場合はその旨を記載して下さい。  第９条関係  ・送迎費の徴収は、実費の範囲で設定してください。  （徴収しない場合は記載不要）  ・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。  第10条関係  第１項：市区町村内で詳細に分ける場合は、客観的に区域が特定できるように定めてください。ただし、事業所所在区域が含まれるようにしてください。  第２項：原則、事業所所在市町村で設定してください  第12条関係  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  第15条関係  ※令和6年4月制度改正関連  ・令和７年３月31日までは、経過措置期間として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を行っている場合には、減算の適用はありませんが、業務継続計画の策定等は、事業所の実情に応じ定めておくよう努めてください。  第19条関係  ・第１項第４号に規定する担当者は、前条に規定する「人権擁護推進員」としても可。  ※指針の整備や研修の実施を行っていない場合減算の対象となります。  第20条関係  ※令和6年4月制度改正関連  第21条関係  第６項  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  附則関係  ・変更した場合は、履歴を記載してください。 |